

史跡等における歴史的建造物の復元の在り方に関する ワーキンググループの設置について

平成30年9月28日
次 長 決 定
平成30年11月19日
一 部 改 定

1. 設置の趣旨

史跡等における復元建造物は、史跡等の価値を次世代へ確実に伝える役割を担い得るものであり、「文化財の確実な継承に向けたこれからの時代にふさわしい保存と活用の在り方について（第一次答申）」（平成29年12月8日文化審議会）においても、復元が適切に行われるのであれば、文化財の積極的な活用に資するものと位置付けられている。

一方で、昨今では、地域振興や観光振興も視野に入れた地方公共団体からの天守復元に向けた要望や、鉄筋コンクリート造天守の老朽化の問題等もあり、同答申では、これらについての全国的な動向を把握した上で、復元建造物の在り方について積極的に調査検討することが求められている。

このため、史跡等の保存・活用に資する歴史的建造物の復元の在り方等に関し、専門的な観点から十分な審議を行うため、史跡等における歴史的建造物の復元の在り方に関するワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）を設置する。

2. 検討事項

- （1）天守復元の在り方に関する事項
- （2）鉄筋コンクリート造天守の老朽化への対応に関する事項
- （3）その他史跡等の保存・活用に資する歴史的建造物の復元の在り方に関する事項

3. 構成

- （1）ワーキンググループは、別紙に掲げる有識者により構成する。
- （2）ワーキンググループに座長を置き、ワーキンググループに属する委員の互選により選任する。
- （3）ワーキンググループには、必要に応じ、委員以外の有識者等の出席を求めることができる。

4. 議事の公開について

- （1）ワーキンググループの議事は原則非公開とする。
- （2）会議後、議事要旨を作成し、これを公開するものとする。
- （3）ワーキンググループにおいて検討状況及び結果を取りまとめた時は、文化審議会文化財分科会に報告するものとする。

5. その他

ワーキンググループの庶務は、文化庁文化資源活用課及び文化財第二課において処理する。

史跡等における歴史的建造物の復元の在り方に関するワーキンググループ委員名簿

(50音順・敬称略)

稲葉	信子	筑波大学大学院人間総合科学研究科	教授
北野	博司	東北芸術工科大学芸術学部	教授
木村	勉	長岡造形大学	名誉教授
清水	重敦	京都工芸繊維大学	教授
畑中	重光	三重大学工学研究科	教授
広瀬	和雄	国立歴史民俗博物館	名誉教授
藤井	恵介	東京大学	名誉教授
吉田	ゆり子	東京外国語大学大学院総合国際研究院	教授